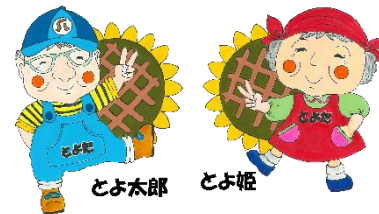


No.229-1 **みにみに** **シルバーとよた**



～自主・自立、共働・共助～
令和6年11月発行

公益社団法人豊田市シルバー人材センター

スキップとよた(女性部会) 寄せ植え作りを楽しみましょう♪

お正月に向けて、みんなで楽しく寄せ植えを作りませんか？
花はうすのお花（葉牡丹、パンジーなど）を使う予定です。
作った後に、お茶を飲みながらおしゃべりしましょう♪

日 時：12月16日（月）午後1時～2時30分
（受付：午後0時50分～）

場 所：ふれあいの家 集会室

参加費：1,000円（花苗約5本、土、肥料、植木鉢代）

定 員：先着16人（会員ならどなたでも）

持ち物：園芸用手袋、スコップ、エプロン

申込み：本所へ電話（☎31-1007、担当：黒川、水野）



※写真はイメージです

直径約20cmの鉢を用意します

大人のための「筆ペン講座」：年賀状編 を開催します！

まだ間に合う！大切な人に送る年賀状を、自分で書いてみませんか？

賞状書きなど筆耕で活躍している会員が講師となり、美しい字の基本的な書き方を伝授します。

日 時：11月27日（水）、12月5日（木）の 午後1時30分～3時
（参加は、両日でも、どちらか片方の日程でもOKです）

場 所：ふれあいの家 集会室

参加費：1回100円（練習用の紙代として）

定 員：各回10名（先着順、会員ならどなたでも）

持ち物：筆ペン、ボールペン、小筆のうち使いたい筆記具

（練習用の紙はこちらで用意します。清書用のハガキなどはご持参ください）

申込み：本所へ電話（☎31-1007）



県シルバー事業推進大会で会員さんが表彰されました！

10月29日（火）「令和6年度 愛知県シルバー人材センター事業推進交流大会」（岡谷鋼機名古屋公会堂）において、当センター会員さんが表彰されました。当日は、代表で5名の会員さんが会場参加しました。皆様、おめでとうございます！！

受賞された皆様（敬称略）

愛知県知事賞状 長寿会員	金岡英太郎
愛知県知事賞状 模範会員	南野雅彦・水野浩
愛知県シルバー人材センター連合会会長表彰 模範会員	山本桂子・今井悦朗・酒井美智代・松井晃・吉田道和中野六都男・伊藤清春・浜渦隆行

お褒め・感謝のお言葉

【稲武地区ふれあいまつり実行委員会 委員長 様】（活いき感謝祭in稲武 出店班）

過日の「稲武地区ふれあいまつり」に出店、ご協力いただきありがとうございました。
当日は天候にも恵まれ、無事開催することができました。今後とも宜しくお願いいたします。

【家事援助サービス利用のお客様】

仕事が早く、きれいにやったださるのでいつも助かっています。

【寿町草刈依頼のお客様】（草刈 安松班）

本当に丁寧に、びっくりするほど綺麗にしてもらって感謝いたします。

【豊田市立前山小学校様 草刈依頼】（草刈 宇野班）

忙しい中、早々に作業をしていただきありがとうございました。綺麗になって、職員や子供たち、父母の会も喜んでおります。



11月・12月のイベント♪

日にち	時間	場所	イベント	内容
11/20(水)	午前 10 時 ～正午	ふれあいの家 (本所)	廿日市	刃物研ぎ たい焼き・みたらし・五平餅販売
12/20(金)	午前 10 時 ～正午	ふれあいの家 (本所)	廿日市	刃物研ぎ たい焼き・みたらし・五平餅販売

会員数及び事故発生状況

● 会員数及び事故発生状況 【※ 10月31日現在 () 内は昨年同時期】

会員数	1,989 名	(2,030 名)	事故件数	11 件	(24 件)
男性	1,347 名	(1,365 名)	傷害事故	4 件	(12 件)
女性	642 名	(665 名)	賠償事故	7 件	(12 件)

● 10月中の事故

発生日、職群等	内容
10月15日(火) 草刈班	藤岡体育センター周辺藤岡支所管理地の草刈作業中、近隣住民宅のワゴン車の左側中央のガラスに飛び石が当たり、破損させた。

10月就業分の配分金等振込日 配分金：11月29日(金) 派遣賃金：11月25日(月)

土日祝日などに就業に関する事故等が発生した場合は、以下へご連絡ください(午前8時30分～午後5時)

No.229-2 **みにみに** **シルバーとよた**



～自主・自立、共働・共助～

令和6年11月発行

公益社団法人豊田市シルバー人材センター

「シルバーとよた84号」表紙写真を募集します

シルバーとよた84号（令和7年2月発行予定）の表紙になる写真を募集します！

皆さんがお持ちの写真をお寄せください！！

テーマ：「正月」「1月」「2月」（人物・風景などは問いません）

注意事項：・個人情報（氏名・住所等）が特定できる写真は応募できません。

・過去に会員自身が撮影したオリジナル画像をお願いします。

※インターネットから取得した画像・他人が撮影した写真は使用できません。

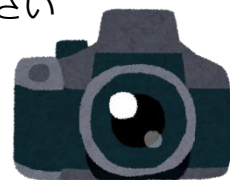
締め切り：令和6年12月17日（火）

提出方法：画像データを本所へ直接お持ちいただくかメールにてお送りください

E-mail : toyota@sjc.ne.jp

※提出いただきましたデータは、本件以外に使用しません。

※データの返却はしませんので、あらかじめご承知おきください。



自転車運転中の罰則が強化されました！

11月1日からの道路交通法改正により、自転車運転中の罰則が強化されましたので、注意ください。

○自転車の運転中における**携帯電話使用等**について

・主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

・上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金



○自転車の**酒気帯び運転**について

・運転者、車両提供者：**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

・同乗者、酒類提供者：**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



愛知県では、『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』により、**自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられています**。また、同条例により、**ヘルメットの着用も努力義務**とされており、事故発生時の保険適用や過失割合等に影響する場合があります。

ルールを守って、正しく安全に自転車を利用しましょう！

